

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

周南市上下水道局より大切なお知らせ

2019年10月1日より指定給水装置工事事業者制度は5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期限が従来の無期限から5年間となります。
※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限が異なります（下表参照）

周南市より指定を受けた日	初回更新までの有効期限
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022（令和4）年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023（令和5）年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024（令和6）年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。
期限内に更新申請されなければ、失効しますのでご注意ください。

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証等）

◎その他周南市が別途確認する事項

- ・右の◎のとおり

○指定更新手数料

- ・1件につき、10,000円（非課税）
（周南市水道事業給水条例第34条による）

●指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された失格要件に該当しない者

◎指定更新時に、周南市が別途確認する4項目

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせは
水道工務課給水担当 TEL:0834-22-8610